

「災害発生時の児童引渡し」について

さいたま市立南浦和小学校

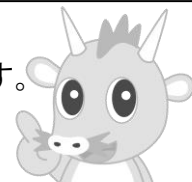
しんどう じゃくじょう じしんはっせい
震度5弱以上の地震発生！

(大規模災害等により、児童のみでの下校が困難と判断される場合も)

さいたま市では以下の場合、

保護者の皆様に来校していただき「児童の引渡し」を行うこととなっています。

- ① 震度5弱以上の地震が発生した場合
- ② 大規模災害等により、児童のみでの下校が困難と判断される場合



児童

① 児童は机の下に一時避難

② 地震が一旦おさまった後、校庭へ避難

- ・防災頭巾をかぶる
- ・必要最小限の荷物を持つ
- ・「おかしもち」の約束を守る

③ 校庭で学年・クラスごとに整理

- ・男女別番号順で並びます。
- ・天候にかかわらず校庭で待機します。

保護者（引取り人）

① 学校へ向かう

- ・徒歩でのご来校をお願いいたします。

※地震の規模によっては、学校安心メールを配信できない場合があります。
震度5弱以上の場合には、学校安心メール配信の有無にかかわらず、児童を保護者の皆様に引き渡すこととなります。

② 校庭の「保護者待機場所」へ、
来校順にクラスごと一列で並び。

- ・待機場所、引渡し場所は裏面図をご参照ください。

引渡し開始

① 保護者（引取り人）は、「クラス・児童氏名・引取り人氏名」を担当に伝える。

例：「1年4組 ○○の父親、□□です。」

② 保護者（引取り人）は、担任に呼ばれた児童を確認の上、引き取る。

- ・複数の引取り（兄弟関係等）のある方は、**高学年から**引取り後、低学年の引取りを行ってください。

例：担任：「○○さん、お父さんが迎えに来ました。お父さんで間違いありませんか？」

○○：「はい、私のお父さんです。」

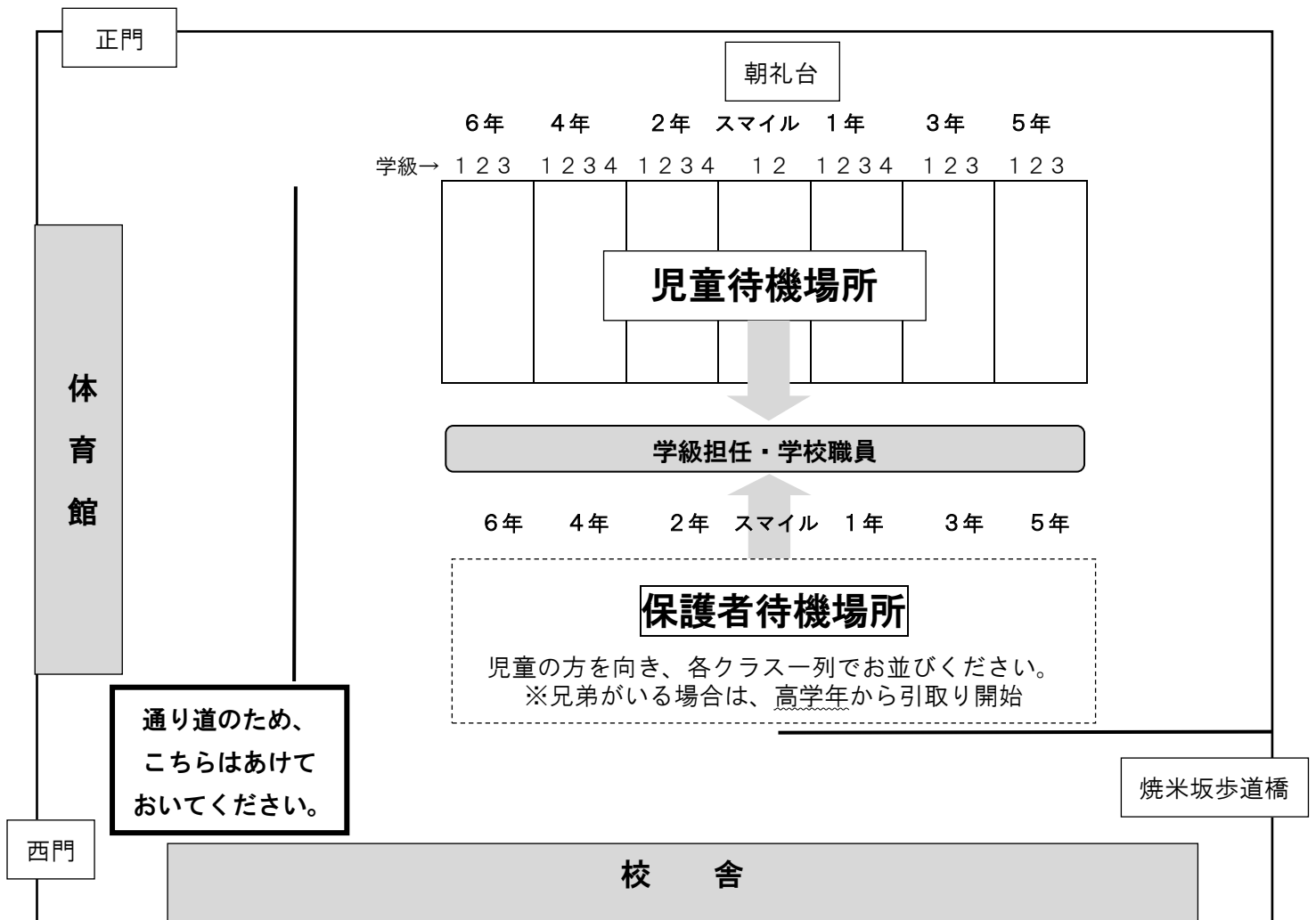
担任：「□□さん、お子さんの○○さんで間違いありませんか？」

□□：「はい、間違いありません。」

③ 保護者（引取り人）は、児童と一緒に自宅へ下校を、または避難所等へ移動をする。

- ・保護者（引取り人）に引き渡せなかった児童は、体育館や校舎等の安全な屋内へ移動して待機します。

【引渡し場所図】



保護者（引取り人）は待機場所へ向かい、担任と確認をしてから児童を引き取る

- ・ 防犯上、担任が順番に確認してからお子さんをお渡しします。クラスの場所へ一列でお並びください。
- ・ 児童引渡しカードに記載してある引取り人（第1～3引取り人）へ引渡しを行います。
- ・ 引渡しの際は「クラス・児童氏名・引取り人氏名」を担任に伝えてから引取りをお願いします。
- ・ 複数の引取り（兄弟関係等）のある方は、高学年からお引き取りください。
- ・ 昇降口付近は児童の避難経路になるため、そちらでは待機しないようよろしくお願いします。

